

平成30年第5回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年5月29日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第5回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 事務報告
日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
日程第 7 報告第 4号 農地法第4条の規定による許可指令書の返納について
日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 9 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 10 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 11 議案第 4号 農用地利用集積計画について
日程第 12 議案第 5号 農用地利用集積計画変更願について
日程第 13 議案第 6号 農用地利用配分計画について
日程第 14 議案第 7号 非農地証明願について

1、出席委員 (20名)

1番	三浦	まさ	かつ	阿部	かず	のぶ	吉	だ	優	俊
5番	岩淵	けい	一、	佐竹	きみ子、	7番	狩	の野	よし	典、
8番	大場	ひろ	ゆき	根	かね	お	鈴	木	善	え江、
12番	尾形	ひろ	ゆき	金	雄、	11番	多	木	はる	春江、
15番	佐々木	よし	じ	川	しょう	いち	田	田	じん	一、
19番	佐藤	まさる	勝、	及川	正一、	14番	佐々木	さき木	ひろし	弘、
23番	黒澤	ひろ	啓、	狩野	弘、	18番	米山	よねやま	よし嘉	ひこ彦、
		みつ	ひろ	かり	かず	よし				
		さわ	きわ	の野	やす	義、				
		くろ	さわ	すず	木	康				
		黒	澤	鈴	康	則、				

2、欠席委員 (4名)

2番 大黒昭夫、10番 千葉優子、16番 菅原英俊、
21番 秋山憲義

3、議事に参与した者

事務局長 小野寺 昭仁、事務局長補佐 阿部 泰憲、
主幹兼農地農政係長 小野寺 崇、主査 菅原 賢一、
主査 千葉 美香

(午後1時30分 開会)

議長 ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第5回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は20名であります。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。議席番号2番 大黒 昭夫 委員、議席番号10番 千葉 優子 委員、議席番号16番、菅原 英俊 委員、議席番号21番 秋山 憲義 委員から、所要のため欠席の通告があります。

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号3番 阿部 一信 委員、議席番号4番 吉田 優俊 委員の両名を指名いたします。

議長　　日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご
異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長　　ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長　　日程第3、事務報告をします。事務局長が報告いたします。

事務局長　4月26日から5月29日までの事務・事業報告並びに5月30日
から7月10日までの事務・事業予定について、説明報告。

議長　　これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長　　日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告します。
第1区の番号、1番、2番の2案件について、事務局から報告いた
します。

事務局　　番号1番は、築館地区の田2筆、面積2,747m²の内250m²を
排水不良改善するための盛土で、完了後は自家消費用の野菜を作付け
する旨を、
番号2番は、高清水地区の田1筆、面積4,023m²の内436m²
を、パプリカ養液栽培の廃液をリサイクルするための排液貯蔵タンク
及び管理通路を建設する旨を、
以上、合計2案件を説明報告。

議長　　次に、去る5月24日、議席番号9番 曽根 金雄 委員、農地利
用最適化推進委員の 鈴木 孝夫 委員及び 佐々木 栄夫 委員
が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたし

ます。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木推進委員 去る5月24日、曾根 委員、佐々木 推進委員、事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

番号1番の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地においても、盛土が施され畑化されている状況となっておりましたので、周辺農地にも影響がないものと確認して参りました。

2番の詳細についても、事務局から説明があったとおりであり、現地は自己保全管理の状態となっており、周辺農地にも影響がないものと確認して参りました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 次に、第2区の番号、3番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号3番は、志波姫地区の田1筆、面積1, 956m²を排水不良改善するための盛土で、完了後は集団転作として大豆を作付けする旨の1案件を説明報告。

議長 次に、去る5月25日、議席番号14番 多田 仁一 委員、農地利用最適化推進委員の 上山 喜志雄 委員及び佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いたします。

それでは、議席番号14番 多田 仁一 委員から報告願います。

14番多田委員 去る5月25日、上山 喜志雄 推進委員、佐々木 進 推進委員、事務局の千葉主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

3番の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、申請地の西隣はイチゴハウスが建設されている状況で、東側道路高さまでの盛土ということなので、特に問題はないと確認して参りました。

たので、報告いたします。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告します。

第1区の番号、1番から6番までの6案件、第2区の番号、7番の1案件、第3区の番号、8番の1案件、合計8案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、番号2番から4番までは、一迫地区の農地法第3条及び基盤法による賃貸借権解約の3案件、
番号5番、6番は、一迫地区の農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借権解約の2案件、
番号7番は、若柳地区の農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、番号8番は、栗駒地区の農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借権解約の1案件、
以上、8案件を説明報告。

議長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告します。

第1区の番号、1番から3番までの3案件、第2区の番号、4番、5番の2案件、合計5案件を事務局から報告いたします。

事務局 番号1番、2番は、築館地区の親子間の農地法第3条による使用貸借権解約の2案件、
番号3番は、一迫地区の親子間の農地法第3条による使用貸借権

解約の 1 案件、

番号 4 番、5 番は、関連がありまして、若柳地区の農地中間管理事業関連による使用貸借権解約の 2 案件、

以上、5 案件を説明報告。

議長 これで、日程第 6、報告第 3 号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第 7、報告第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可指令書の返納について、報告します。

第 3 区の番号、1 番の 1 案件について事務局から報告いたします。

事務局 番号 1 番は、栗駒地区の田 2 筆、面積 853m²、畠 1 筆、面積 1,360m²、合計 3 筆、2,213m²に植林を行うものとして、平成 16 年に転用許可を受けていたが、その後現在まで、また、今後も実施する見込みがないため返納する旨の 1 案件を説明報告

議長 これで、日程第 7、報告第 4 号、農地法第 4 条の規定により許可指令書の返納について、報告を終わります。

議長 日程第 8、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第 1 区の番号、1 番から 14 番までの 14 案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 1 番は、築館地区の耕作不便による所有権移転売買の 1 案件、番号 2 番、3 番は、築館地区の親子間の経営継承による所有権移転贈与の 2 案件、

番号 4 番から 7 番までは、築館地区の耕作不便解消による所有権移転交換の 4 案件で、番号 4 番と 5 番、番号 6 番と 7 番は、相互の交換、

番号 8 番、9 番は、築館地区の労働力不足による貸借権設定の 2 案

件、

番号10番は、高清水地区の親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号11番、12番は、一迫地区の工作不便、労働力不足による所有権移転売買の2案件、

番号13番は、一迫地区の労働力不足による貸借権設定の1案件、

番号14番は、瀬峰地区の親子間の経営継承による所有権移転贈与の1案件、

以上、14案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、報告第1号同様に、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願ひいたします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 去る5月24日、曾根 農業委員、鈴木 推進委員、私と事務局の菅原主査の4人で、築館総合支所の相談室において書類審査を行いました。

1番から14番までの詳細については、事務局が説明したとおりであり、耕作不便による売買や親子間の経営移譲の贈与、耕作不便解消による交換などとなっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、15番から19番までの5案件を審議します。それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 15 番は、若柳地区の耕作管理困難による市外取得者の所有権移転売買の 1 案件、
番号 16 番は、若柳地区の親子間の経営継承による所有権移転贈与の 1 案件、
番号 17 番は、若柳地区の労働力不足による賃貸借権設定の 1 案件、
番号 18 番は、若柳地区の農業者年金継続需給による使用貸借権設定の 1 案件、
番号 19 番は、金成地区の耕作不便による所有権移転売買の 1 案件、
以上、5 案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、第 2 区においても、報告第 1 号同様に現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いいたします。
それでは、議席番号 14 番 多田 仁一 委員から報告願います。

14 番多田委員 先ほどの 4 名で書類審査及び現地確認を行いました。
詳細については、事務局が説明したとおり、15 番は耕作管理困難による市境の市外取得者の売買、16 番は親子間経営継承の贈与、17 番は労働不足による賃貸借、18 番は農業者年金需給の使用貸借、19 番は耕作不便による売買となっており、いずれも審査基準である効率利用要件や地域調和要件を緩和しますと、特に問題はないとの確認しました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第 3 区の番号、20 番から 24 番までの 5 案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 20 番は、栗駒地区の親子間の経営継承による所有権移転贈与の 1 案件、

番号 21 番は、栗駒地区の親子間の経営移譲による使用貸借権設定の 1 案件、

番号 22 番、23 番は、鳶沢地区の労働力不足、耕作管理困難による所有権移転売買の 2 案件、

番号 24 番は、花山地区の破産手続き開始による所有権移転売買の 1 案件、

以上、5 案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る 5 月 25 日、議席番号 16 番 菅原 英俊 委員、農地利用最適化推進委員 狩野 正行 委員及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野推進委員 5 月 25 日、菅原 農業委員、芳賀 推進委員、事務局の千葉主事と私 4 人で、鳶沢総合支所で机上審査を行いました。

番号 20 番は親子間の所有権移転贈与、21 番は親子間の使用貸借、22、23、24 番は相手方の要望による売買で、特に問題ないとの機上審査しましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号、1 番から 24 番までの 24 案件は、原案を可とすることに、ご異議ございません。

ざいませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての番号、1番から24番までの24案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第2区の番号、1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、志波姫地区の田2筆、面積1,325m²を盛土による一時転用で、排水不良による耕作条件の改善を図るものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、一時転用なので例外規定を適用する旨の1案件を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

上山推進委員 5月25日、先ほど多田 委員さんがお話をされた4人で、金成庁舎において書類審査、その後現地に出向き現地調査を行ってまいりました。

工期が3年にわたる一時転用による盛土であり、特に問題はないと確認してきましたので報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についての番号、1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての番号、1番の1案件は、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、瀬峰地区の田1筆、面積300m²を使用貸借権設定による転用で、既存集会所の老朽化に伴い、新たに集会所を移転新築するもの。農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落地域において公益性が高いと認められる施設であり、例外規定を適用した旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いたします。

それでは、議席番号9番 曽根 金雄 委員から報告願います。

9番曾根委員　去る5月24日、鈴木 推進委員、佐々木 推進委員、事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました

た。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、既存集会施設の老朽化に伴い、取り壊し新築するもので、公共性のある施設の建設となっており、周辺は民家が多い農村地域で、農地の広がりにも特に問題はないと確認してまいりましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、2番から5番までの4案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号2番は、若柳地区の畠1筆、面積2,229m²の内1,600m²を賃貸借権設定により借用し、太陽光発電パネルによる売電収入を得るもの。農地区分は小集団の生産性の低い第2種農地で取り扱う旨を、

番号3番は、金成地区の畠1筆、面積338m²を所有権移転売買により購入し、住宅及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されるものであり、例外規定で取り扱う旨を、

番号4番は、金成地区の畠2筆、面積34,097m²の内685.11m²を使用貸借権設定により申請地を家族経営する法人で借りて、牛舎及び堆肥舎を増設するもの。農地区分は農振農用地区域であるが、農業用施設用地であり、例外規定で取り扱う旨を、

番号5番は、志波姫地区の田1筆、面積154m²を所有権移転売買により購入し、経営している自動車修理会社の駐車スペースを拡張するもの。農地区分は、第1種農地に該当するが、既存施設の拡張で敷

地面積の2分の1を超えないものであり、例外規定で取り扱う旨を、
以上、合計4案件を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

上山推進委員 先ほど多田 農業委員さんがお話をされた4人で、金成庁舎において書類審査、その後現地に出向き現地調査を行ってまいりました。

番号2番は現況が原野となっており、効率的な利用として周辺にも何らかの影響もないものと、3番は測量も既に終了しており、住宅地でもあるので特に問題はないものと、4番は個人が経営している畜産の広い草地の一部を利用するもので特に問題はないものと、5番は工場近い場所で、周りにも何らかの影響を与えないものと確認してきましたので報告いたします。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号、1番から5番までの5案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号、1番から5番までの5案件は、原案を可とする

ことに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 暫時休憩いたします。 (午後2時30分)

議長 休憩中の会議を再開いたします。 (午後2時45分)

議長 日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の番号、17番から20番まで、22番、23番の6案件を審議します。

議席番号18番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。(午後2時46分)

(議席番号18番 佐々木 弘 委員 退席)

議長 会議を再開します。(午後2時47分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号17番から20番までは、志波姫地区の新規による賃貸借権設定の4案件、

番号22番、23番は、志波姫地区の新規による使用貸借権設定の2案件、

以上、合計6案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号の農用地利用集積計画についての番号、17番から20番まで、22番、23番の6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画についての番号、17番から20番まで、22番、23番の6案件は、原案を可とすることに決しました。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号18番 佐々木 弘 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時54分)

議長

会議を再開します。(午後 2時55分)

次に、第1区の番号、1番から12番までの12案件について審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番、2番は、築館地区の所有権移転売買の2案件、
番号3番、4番は、築館地区の新規による賃貸借権設定の2案件、
番号5番は、一迫地区の所有権移転売買の1案件、
番号6番から8番までは、一迫地区の新規による賃貸借権設定の3案件、

番号9番から11番までは、一迫地区の更新による賃貸借権設定の3案件、

番号12番は、瀬峰地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
以上、合計12案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号、13番から16番まで、21番の5案件について審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号13番から15番までは、若柳地区の更新による賃貸借権設定の3案件、
番号16番は、若柳地区の新規による使用貸借権設定の1案件、
番号21番は、志波姫地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
以上、合計5案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号、24番、25番の2案件について審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号24番は、栗駒地区の新規による賃貸借権設定の1案件、
番号25番は、栗駒地区の更新による賃貸借権設定の1案件、
以上、合計2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号の農用地利用集積計画についての番号、1番から16番まで、21番、24番、25番の19案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画についての番号、1番から16番まで、21番、24番、25番の19案件は、原案を可とすることに決しました。

議長

日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画変更願について、議題とします。

第3区の番号、1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、平成27年3月に栗駒地区で賃貸借権設定した案件で、当初の借受人が経営移譲のため、後継者の子へ権利を移転する旨、1件を説明

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号の農用地利用集積計画変更願についての番号、1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画変更願についての番号、1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

議長 日程第13、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番、2番の02案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 農用地利用配分計画の貸し人は、全て農地中間管理機構となります。

番号1番は、築館地区の解約に伴う再配分計画による賃貸借権設定の1案件、

番号2番は、築館地区の解約に伴う再配分計画による使用貸借権設定の1案件、

以上、合計2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号、3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号3番は、栗駒地区の解約に伴う再配分計画による賃貸借権設定の1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議案第6号、農用地利用配分計画についての番号、1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第6号、農用地利用配分計画についての番号、1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第14、議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番、2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、一迫地区の田1筆、面積902m²、願出地は、昭和46年頃に農地法5条許可により、当時電気業者へ店舗用地として賃貸していたが、現在は、コインランドリーを営む方へ賃貸しており、宅地に変更をするため願い出たものである旨を、

番号2番は、瀬峰地区の畠1筆、面積194m²、願出地は、大正初期頃から現居宅への通路として利用し現在に至っており、雑種地に変更するため願い出たものである旨を、

以上、合計2案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 曽根 金雄 委員から報告願います。

9番曾根委員 去る5月24日、先ほどお話ししました4人で書類審査及び現地確

認調査を行って参りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、1番は、旧一迫町時代に転用の許可を受けたが登記していなかったもので、現地も既に宅地化されており、長期に農地として利用されていた形跡もないことから、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。

2番は、100年以上前の大正時代から居宅の通路として、現在も宅道として利用されているものであり、長期的の農地として利用されて形跡もないことから、特に問題はないとの判断してまいりましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、3番から5番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号3番は、金成地区の畠1筆、面積291m²、願出地は、昭和60年頃から父親が自営する酒屋の配送路及び駐車場として利用していたが、閉店後も宅地進入路及び駐車場として、現在に至って利用しているものであり、雑種地に変更をするため願い出たものである旨を、

番号4番は、志波姫地区の畠1筆、面積548m²、願出地は、昭和42年ごろ、亡き父が自宅を新築したときから宅地として利用し、現在に至っているものであり、宅地に変更するため願い出たものである旨を、

番号5番は、志波姫地区の畠3筆、面積519.99m²、願出地は、昭和32年の国土調査時には、住宅及び物置、住宅までの進入路が既に整備され、現在に至っているものであり、宅地及び雑種地に変更す

るため願い出たものである旨を、

以上、合計 3 案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 去る 5 月 25 日、多田 委員、上山 推進委員、私と事務局の千葉主査で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

3 番、4 番、5 番の 3 案件の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、参考資料の公図や現況写真、現地における利用状況等を確認した結果、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので報告いたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第 7 号、非農地証明願についての番号、1 番から 5 番までの 5 案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 14、議案第 7 号、非農地証明願についての番号、1 番から 5 番までの 5 案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第5回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

< 午後 3時15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____